近畿圏広域地方計画の総点検結果のとりまとめ

平成２４年９月

近畿圏広域地方計画協議会

目　　次

近畿圏広域地方計画の総点検 1

１．総点検の背景と目的 1

２．総点検として実施した検討内容及び検討体制 1

３．総点検の結果について 2

４．総点検により顕在化した課題 4

５．課題に対応した施策の今後の方向性及び内容等 4

６．近畿圏広域地方計画への反映 5

＜参考資料＞ 6

１．近畿圏広域地方計画について 6

２．津波防災地域づくり 7

３．近畿圏広域地方計画の補足資料 8

近畿圏広域地方計画の総点検

１．総点検の背景と目的

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生により、東北圏、首都圏では、津波による浸水被害、地盤沈下、電力停止などの被害が生じ、これらにより国民生活や経済活動にまで影響が及んだ。また、近畿圏においても、サプライチェーンへの影響、外国人来訪者の減少などをはじめ多方面で影響を受けた。

そのようななか、今震災の発生を受け、国土審議会防災国土づくり委員会において、「災害に強い国土づくりへの提言（以下「提言」という。）」がとりまとめられ、平成 23 年 7 月に公表されたところである。

本総点検は、提言の趣旨を踏まえ災害に強い地域づくりの推進を図る観点から、現行の近畿圏広域地方計画（注１）が、今後発生しうる地震・津波災害等に対して十分な内容となっているかどうかを目的に総点検を行うものである。

（注1）近畿圏広域地方計画は、2年以上の歳月を掛けて近畿圏広域地方計画協議会（43構成機関：府県、指定都市、市町村、経済団体等、国の地方支分局）、さらに学識者会議、パブリックコメントなどを通じて、地域の声を出来る限り反映して策定され、国土交通大臣により決定されたもの。

２．総点検として実施した検討内容及び検討体制

近畿圏広域地方計画（「現計画」という。）を総点検するにあたり、提言と現計画との比較とともに、近畿圏広域地方計画協議会（ＷＧ）に意見照会、有識者ヒアリング、その他の関係会議等における意見等を基に総点検結果をとりまとめ、協議会（幹事会）に報告するものである。

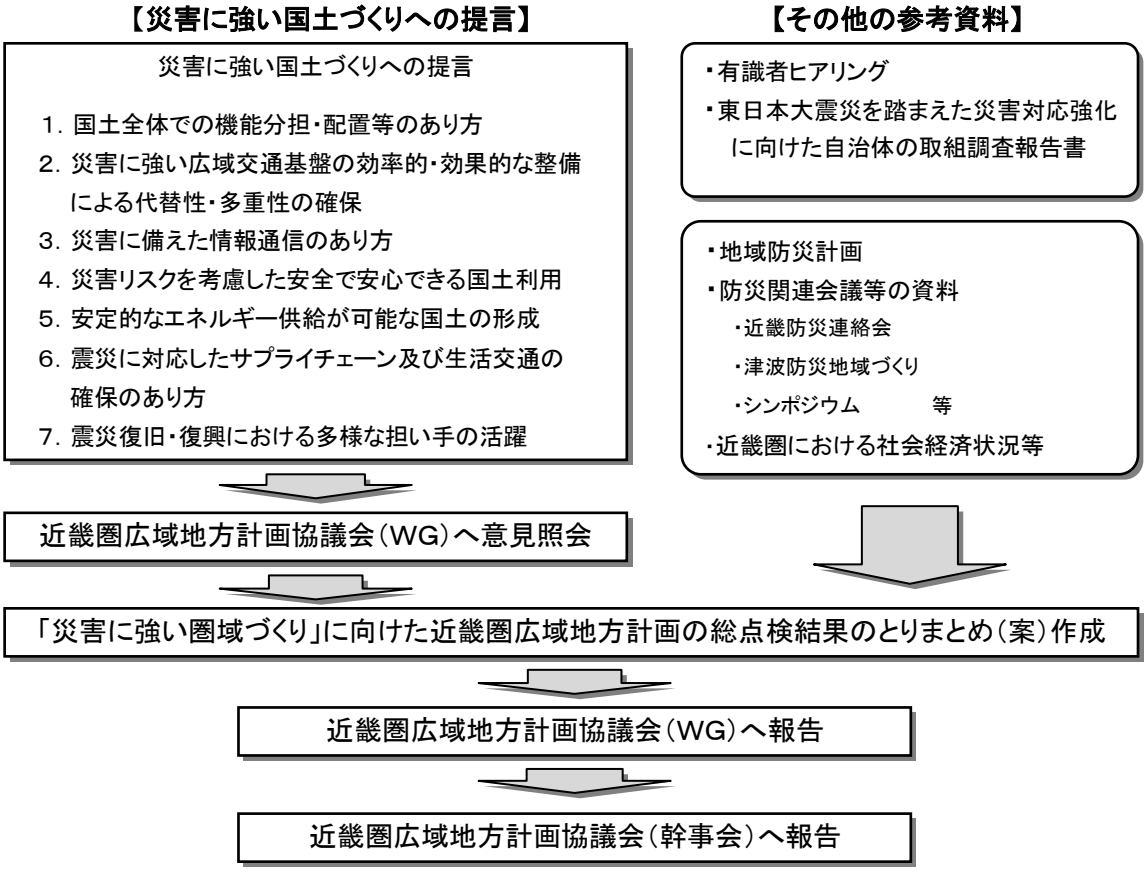

３．総点検の結果について

（1）提言と現計画との比較

提言と現計画を比較した結果、現計画では提言の各事項の主旨については概ね網羅していた。

「災害に強い国土づくりへの提言」	提言と近畿圏広域地方計画との比較
1. 国土全体での機能分担・配置等のあり方 ・ 東京圏の機能分散、バックアップ ・ 多様な階層での地域間連携（防災協定の締結等）	・ 現計画には、首都圏が大規模な被害を受けた場合を想定して、関西のバックアップ機能、災害時における地域間連携、防災協定の締結について明記している。 ・ なお、関西においては、文化財の保全に係る災害時の連携、文化財版BCPの作成についても明記している。
2. 災害に強い広域交通基盤の効率的・効果的な整備等による代替性・多重性の確保 ・ 災害時のモード間の相互補完、ネットワークの代替性・多様性の確保 ・ それらを踏まえたミッシングリングの解消など ・ 災害時における道の駅、SA／PA等の救援拠点としての活用	・ 災害時の救援・救助や復旧・復興を行うため、代替可能な複数の輸送路等の整備等の推進とともに、ミッシングリンク、隘路区間の解消として、近畿自動車道紀勢線、五條新宮道路の整備を明記している。また、緊急輸送路の道路・河川構造物の耐震化についても推進するように明記している。
3. 災害に備えた情報通信のあり方 ・ 情報通信インフラの耐障害の強化、災害時における情報収集など ・ 行政情報の遠隔地でのバックアップなど ・ 住民等によるツイッター、ブログなどによる情報発信の活用など	・ 近畿地方整備局管内のCCTV映像情報、「近畿情報ネット」等の整備を関係機関と連携して推進すると明記している。 ・ 住民と一体となった防災意識の向上、ハザードマップの整備・普及や情報通信網を活用して住民への伝達体制の整備により自助・共助を強化するように明記している。
4. 災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用 ・ ハード・ソフト施策、災害リスクのより低い地域へ粘り強く誘導 ・ 「津波防災まちづくり」のための施策の計画的、総合的な推進	・ ハード、ソフト一体となった総合的な防災体制の取り組み、ハザードマップの整備・普及・……を明記している。
5. 安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成 ・ 再生可能エネルギーの積極的な利用、エネルギー供給源の多様化など ・ 自立分散型エネルギーシステムの構築など	・ 平時より、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を明記している。さらに、メタンハイドレートについての技術研究を推進すると明記している。 ・ 自立分散型エネルギーシステムの開発については、広域的な地域を視野に戦略的に展開するように明記している。 ・ 間伐材、林地残材等の木質系バイオマスの燃料化、生ゴミによるバイオガス発電、下水道汚泥のメタンガスなどの取り組みを普及拡大すると明記している。
6. 震災に対応したサプライチェーン及び生活交通の確保のあり方 ・ 企業間の協調体制、サプライチェーンの可視化、企業継続計画（BCP）の策定など ・ 異なる物流インフラ間をシームレスにつなぐ物流網の構築など	・ 産業・物流拠点間の物流を効率化させるため、各地域を結ぶ高速交通網の形成、機能強化……推進と明記している。 ・ 平時において、物流を効率化するため、拠点的な港湾・空港から高速道路等への接続の強化など、拠点や各地域を結ぶ高速交通網の強化を進めると明記している。
7. 震災復旧・復興における多様な担い手の活躍 ・ 災害発生時に能力が発揮できる担い手の環境確保、企業等の力を活用する枠組みづくりなど ・ 地方公共団体等の迅速かつ的確な支援の繋がったカウンターパート方式など ・ 企業、ボランティア団体との連携・協力の推進など	・ 地域の防災意識の向上、住民への災害情報の伝達体制の整備、住民、管理者などが連携して、消防・防災関連等の消火活動などを行うように明記している。 ・ コンビニ、外食産業と「帰宅支援ステーション」としての協定の締結を推進すると明記している。さらに外国人を支援するための通訳者の派遣の体制づくりなどについても明記している。

（2）構成機関等への点検結果の総括について

提言を踏まえ、構成機関等への意見照会、有識者ヒアリング、地域防災計画、社会経済状況などにより、点検を行った結果、①一部語句の追加・修正程度のもの、②現計画のなかで読み取れるもの、③今後継続して検討していくもの、④その他に大別された。

① 一部語句等の追加･修正程度のもの

- 「東南海･南海地震」　→南海トラフ巨大地震
- 大規模地震により倒壊又は消失　→消失を「焼失」
- 防災対策に取り組む　→防災対策を「防災・減災対策」
- 抱える圏域として、交通・物流機能や情報通信機能・・・
  →「政治・行政・経済機能」を追加
- 世界最大級の規模（約２８MW）→「世界」を削除し「国内最大級の規模（合計２８MW)」

② 現計画のなかで読み取れるもの

- 東京圏の機能分散、バックアップ機能など
- 安定的なエネルギー供給など
- 多様な階層での連携など
- 帰宅困難者への対応など

③ 今後、継続して検討していくもの

- 災害に強い社会資本の整備
- 圏域間の連携の強化
- 災害時における非公式な情報の活用
- 災害時のサプライチェーンへの支援
- 災害時における担い手確保のための枠組みづくり
- 津波防災地域づくり推進の支援

④ その他

- リダンダンシーとしての四国新幹線の整備など

４．総点検により顕在化した課題

総点検により、近畿圏においては主として次の６つが今後取り組むべき課題として明らかになった。

- 災害に強い社会資本の整備
- 圏域間の連携の強化
- 災害時における非公式な情報の活用
- 災害時のサプライチェーンへの支援
- 災害時における担い手確保のための枠組みづくり
- 津波防災地域づくり推進の支援

５．課題に対応した施策の今後の方向性及び内容等

（1）課題に対する現行施策での取組

・災害に強い社会資本の整備について

南海トラフ巨大地震等に備え、各々の地域特性を考慮しながら、沿岸部においては津波被害を想定した近畿自動車道紀勢線をはじめ規格の高い道路の整備推進、関西の環状道路のミッシングリンク解消、港湾・空港の施設の整備など災害に強い社会資本整備について取り組む。これらについては既存の第５節 広域物流ネットワークプロジェクト、第１１節 広域防災・危機管理プロジェクトに位置付けられることから、個々の社会資本の耐震性強化に加え、交通を支える社会資本がネットワークとして機能を発揮するように、地域全体の代替性・多重性の確保に向けた社会資本整備の一層強化推進を図っていく。

・圏域間の連携の強化について

現計画は、圏域の自立を重視するあまり圏域間における連携の視点が弱い。特に近畿圏は中部・北陸・中国・四国圏といった多数の圏域と隣接しており、圏域間の交流・連携ネットワークやバックアップ機能などについては、既存の第５節 広域物流ネットワークプロジェクトに位置付けられることから、道路、鉄道などの広域交通機能の連携を強化する。

中部圏との連携強化する近畿自動車道紀勢線、北陸圏との連携強化する近畿自動車道敦賀線や北陸新幹線、中国圏との連携強化する鳥取豊岡宮津自動車道などの整備、四国圏との連携・連絡の強化などとともに、圏域を跨る地方公共団体間の連携・支援、企業やボランティアなどとの連携・協力などについて、より一層強化推進を図っていく。

・災害時における非公式な情報の活用について

災害時の情報を迅速にかつ的確に収集・整理し、これら情報を住民等へ迅速に伝達する体制については、既存の第１１節 広域防災・危機管理プロジェクトに位置付けられており、既に東日本大震災時では市民による非公式な情報発信が活発であったことから、近畿圏においてもツイッターやフェイスブック、ＦＭラジオ、アマチュア無線や、国土地理院「電子国土ｗｅｂシステム」等を活用した情報収集・提供など、様々な情報の活用環境整備に向けて取組が進められているところである。これらを踏まえながら、行政機関、施設管理者、報道機関、通信事業者等が連携し、災害時に効率的・効果的な支援が行えるような情報交換のための仕組みづくりに向けて検討を図っていく。

・災害時のサプライチェーンへの支援について

災害時においてもサービスや商品の供給が途切れないよう、企業間で支援対象エリアの分担などの協力体制を構築する必要がある。産業・物流拠点をつなぐ物流網の強化などについては、既存の第５節 広域物流ネットワークプロジェクトに位置付けられることから、災害時においても企業の生産活動を支え、継続させるべく、企業間の非常時連携に向けた調整の推進や個別企業における BCP 策定の促進、社会資本を対象とした BCP 策定などを通して、災害時のサプライチェーンの早期回復に資するインフラ整備の推進を図るとともに、災害時のインフラ活用のあり方について検討を図っていく。

・災害時における担い手確保のための枠組みづくり

地域の社会資本等の整備や災害応急対策など担ってきた地域建設企業等の役割は重要であるが、建設投資の減少に伴い減少・小規模化が進んでいることにより、大規模災害の初動時において迅速な実施に必要な担い手としての確保が困難になってきている。危機管理体制の確立については、既存の第１１節 広域防災・危機管理プロジェクトに位置付けられることから、地域建設企業等における建設業ＢＣＰの策定の促進とともに、災害時の担い手確保に資する新たな枠組みの検討を図っていく。

（2）新たな施策の方向性、内容

・津波防災地域づくり推進の支援について

近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震等や大規模な直下型地震による被害の低減については、第１１節 広域防災・危機管理プロジェクトに位置付けられていることから、河川、道路、港湾などの施設や土地利用規制等を組み合わせた「まちづくり」の中での対策や、避難が迅速かつ安全に行えるための実効性のある対策など「津波防災地域づくり」の施策を計画的、総合的に推進するため、各市町村における同施策への取り組みを促進するよう、近畿地方整備局等において支援を図っていく。

６．近畿圏広域地方計画への反映

今回の総点検の結果、提言の各項目の主旨については現計画に概ね網羅していた。また、各構成機関からの意見、有識者ヒアリングなどの結果については、◆現計画のなかで読み取れるものが大半であったが、◆今後継続して検討していくものとして明らかになった課題や、◆一部語句の追加・修正程度のもの、◆その他があった。

さらに、４．総点検により顕在化した課題は、近畿圏広域地方計画の「広域物流ネットワークプロジェクト」、「広域防災・危機管理プロジェクト」と密接に関連するものであった。

近畿圏は、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震等による大規模災害の影響を受けると言われており、これら災害への対応力を強化する取組の推進に向けて一刻の猶予も許されない状況にあり、迅速な対応が求められている。

今回、実施した総点検により顕在化した課題等を踏まえ、現計画のプロジェクトをより効果的に実施する。その進捗状況については毎年度実施するモニタリングの一環としてフォローアップを行い、災害に強い地域づくりの推進に向けて、より一層の強化推進を図っていくものとする。

なお、今回の事実関係の変更等に伴う語句修正等については、補足資料を作成し対応するものとする。

＜参考資料＞

１．近畿圏広域地方計画について

（１）計画策定の意義

近畿圏広域地方計画（以下「本計画」という。）は、国土形成計画法に基づき、近畿圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)を対象に作成した概ね10ヶ年の計画で、人口減少、高齢化時代や国際競争が激化する時代にあっても自立的に発展できる「知と文化を誇り、力強く躍動する関西」を目指すものである。

現在、近畿圏広域地方計画協議会(43機関)と連携しながら“進捗状況の検証(フォローアップ)”を実施し公表している。（H24年度で3回目のモニタリング）

（２）戦略目標

本計画では、関西の目指す姿として7つの圏域像を定めており、その実現手段として単に社会資本の整備を進めるだけではなく、関西の強みを活かして地域のブランド力や文化力を総合的に向上させる「文化首都圏プロジェクト」など、以下の11のプロジェクトに取り組んでいる。

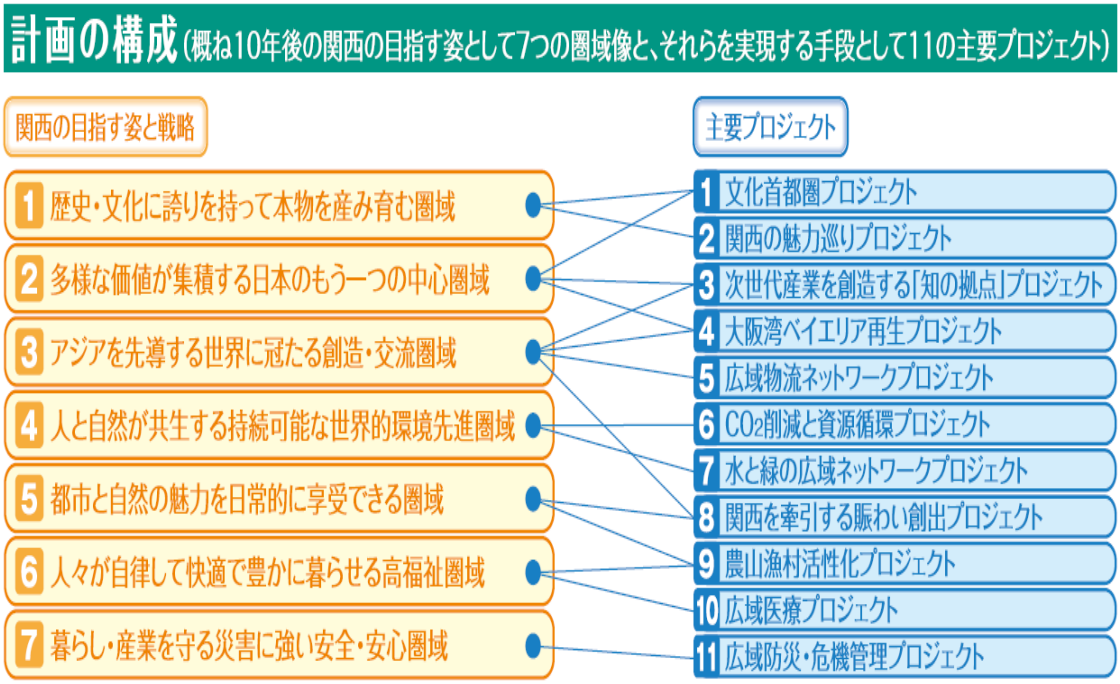

２．その他

津波防災地域づくりについて

（１）「津波防災地域づくりに関する法律」の概要

津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な指針として国土交通大臣が定めたもの。将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」の推進を図る。

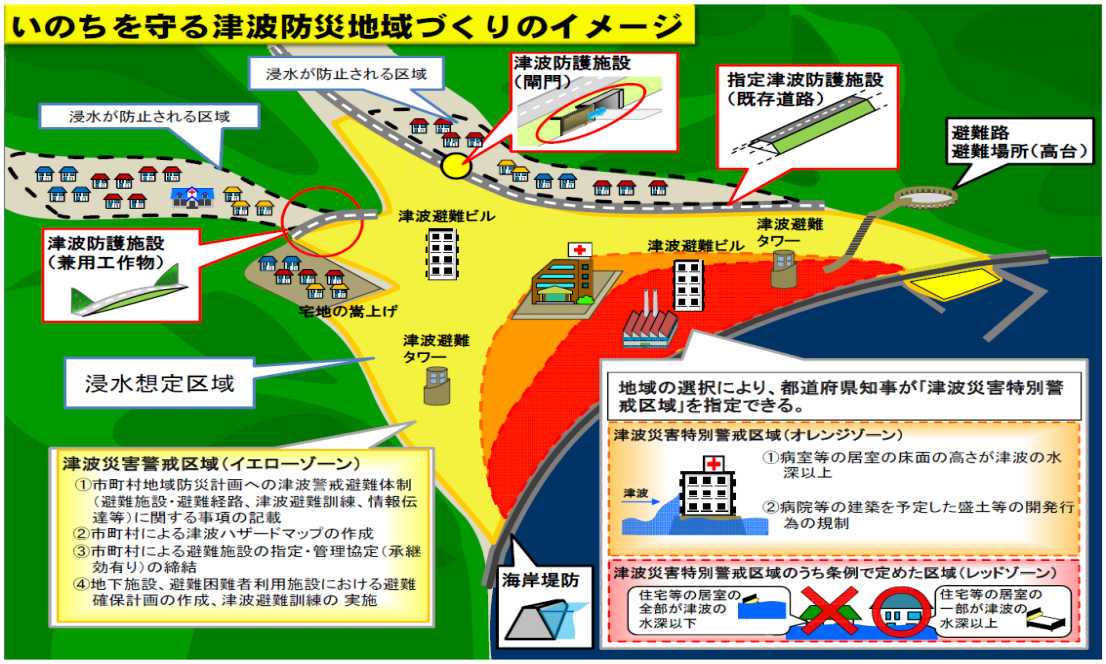

（２）経緯

平成２３年１２月７日	津波防災地域づくりに関する法律成立
平成２３年１２月２６日	同法公布
平成２３年１２月２７日	同法一部施行　同日基本指針の決定

津波防災住宅等建設区制度における施行地区イメージ図

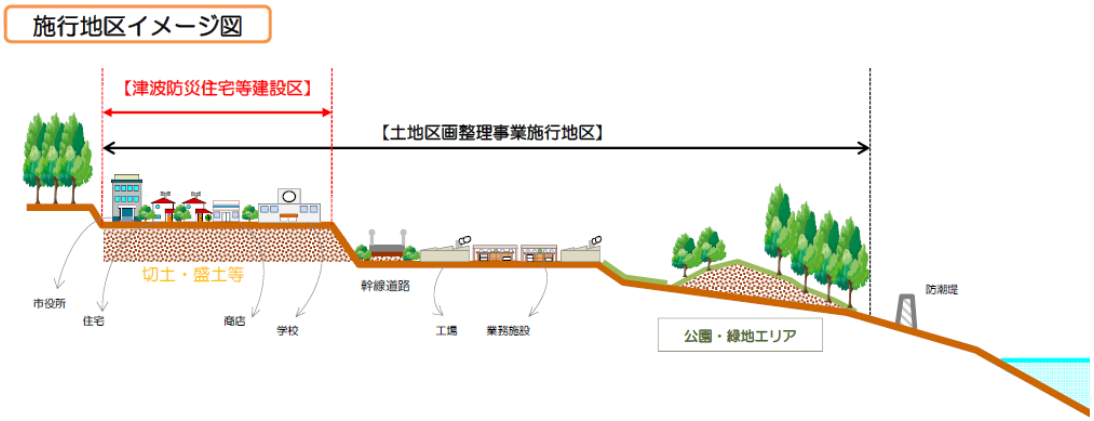

（資料）国土交通省「津波防災地域づくりに関する法律について」

３．近畿圏広域地方計画の補足資料

（H24．９ ）

近畿圏広域地方計画（平成２１年８月）			補足内容等 （アンダーライン：追記、二重取消線：削除）
該当箇所		現計画内容	
第1部	第3節(9) p.10 など	…東南海、南海地震…	…南海トラフ巨大地震… とする。
第1部	第3節(9) p.10	…倒壊又は消失…	…倒壊又は~~消失~~焼失… とする。
第1部	第3節(9) p.10	…防災対策に取り組む…	…防災・減災対策に取り組む… とする。
第3部	第2節(5) p.19	…圏域として、交通・物流機能や…	…圏域として、政治・行政・経済機能や交通・物流機能や… とする。
第4部	第5節(2) p.48	…このため、滋賀県米原市において…	…このため、中部圏や北陸圏の結節点に位置する滋賀県~~米原市~~において… とする。
第4部	第6節(2) p.50	…世界最大級の規模（約28MW)…	…~~世界~~国内最大級の規模(~~約~~合計 28MW)… とする。
第4部	第6節(2) p.50	…街なかを乗り継げるレンタサイクルシステム…	…街なかを乗り継げる~~レンタ~~コミュニティサイクルシステム… とする。
第4部	第 10 節(1) p.58	…和歌山県立医大病院…	…和歌山県立医大病院、公立豊岡病院及び徳島県立中央病院… とする。
第4部	第 10 節(1) p.58	…配備されているドクターヘリや徳島赤十字病院を基幹病院として発着するドクターヘリ機能を導入した防災ヘリを…	…配備されているドクターヘリ~~や徳島赤十字病院を基幹病院として発着するドクターヘリ機能を導入した防災ヘリ~~を… とする。